

令和 2 年度

まちづくり女と男の共同参画プラン(第 5 版)における各課の目標と具体的な取組み

まちづくり女と男の共同参画プラン(第5版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 46～	施策の 方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標1 男女の参画の視点に立った保育・教育・学習の推進	校①に 保 お 育 け 園 る ・ 保 幼 推 育 稚 進 ・ 園 教 ・ 育 幼 、 児 学 園 ・ 学 習 の 学	1 保育園・幼稚園・幼児園・学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○各園において、男女共同参画および男女平等の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が発揮される環境となるよう、栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、保育教育内容の充実に努めます。 ○小・中学校において、男女共同参画社会づくり副読本等の活用による、子どもの頃からの男女共同参画への理解を深める教育活動を実践します。 ○栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、男女共同参画及び男女平等の視点に立った教育活動を実践します。
		2 保育・教育者等の男女共同参画に対する意識の向上	○保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教材研究や自己研修を行います。
	け② る 家 庭 育 、 地 域 学 習 社 会 の 推 進 に お	1 男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や、広報による啓発に取り組みます。 ○市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。 ○地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や女性の人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚に努めます。 ○コミュニティセンターでの社会教育事業において、男女共同参画に関わる講座を実施し、家庭や地域における男女共同参画への意識を高めます。
	③ 性 の 尊 重 と 健 康 に つ い て の 意 識 の 醸 成	1 性の尊重についての理解促進	○「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」のもつ意味について、広報等を通じた周知・啓発に努めます。
	2 性の尊重についての教育の推進	○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。 ○教職員に対しては、性的指向や性同一性障害等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。	
	3 性差に応じた健康支援の提供	○男女の異なる健康上の課題に対する健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。 ○健康相談、窓口業務、電話相談等で性差に応じた適切な対応と情報提供を行います。	
	4 性感染症に関する理解と啓発	○中学校において、性感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。 ○エイズや性感染症の予防に関する正しい知識について、ポスター等を通じた普及・啓発に努めます。	
	④ 国 際 的 な 協 取 組 み と の	1 国際社会における男女共同参画への理解と協調	○自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画をテーマにした図書や情報を収集し、充実に努めます。 ○小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、国際理解教育を推進します。
	2 多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	○多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備による外国籍市民の社会参加の促進、市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、国際交流事業を推進します。	

主な担当課	令和2年度 目標と具体的な取組み
幼児課 保育園・幼稚園 ・幼稚園	人権・同和教育基準年間計画に基づいて、男女平等の視点に立った保育の実践及び保護者への啓発が図れるよう働きかけます。各園においては男女平等の視点に立った保育の実践及び保護者への啓発を行います。
学校教育課 小学校・中学校	男女共同参画社会づくりの副読本等を活用し理解を深める学習を行います。 栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、すべての学校にて男女共同参画及び男女平等の学習を行います。
学校教育課 幼児課	・教職員に対しては、男女共同参画に関する研修機会等については、周知をすすめ、積極的に研修に参加するように指導します。（学校教育課） ・各園において男女共同参画に関する職員研修を実施し、職員の意識向上につなげます。（幼児課）
自治振興課	子育て期の女性を対象にしたセミナーの実施や情報誌の作成などライフステージに応じた啓発を行います。 男女共同参画週間などに合わせ、広報やホームページを通じて啓発を行います。
人権政策課 人権教育課	・誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりに向け、様々な人権問題への正しい認識と理解を深め、差別や偏見を払拭するため、人権啓発事業（じんけんセミナー、人権文化事業）を開催し、人権意識の高揚に努めます。（人権政策課） ・地区別懇談会や人権啓発リーダー講座を開催し、学習の場の提供に努めます。また、人権尊重と部落解放をめざす市民のつどいを開催し、人権意識の高揚に努めます。（人権教育課）
生涯学習課	男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します。（はつらつ教養大学、平和学習、環境講座、子育て講座、まちづくり講座、知って得する講座等）
自治振興課	ホームページなど様々な媒体により周知・啓発に取り組みます。
学校教育課	性教育年間指導計画に基づき、性の尊重に関する指導を進めます。 教職員に対しては、文部科学省の指針に基づき、個別の対応について支援が進められるよう周知を行います。
健康増進課	各種事業を通して、男女ともに健康づくりを推進します。 妊娠届出時に妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談や保健指導等の支援を行います。
学校教育課	性教育年間指導計画に基づき、性感染症に関する指導を進めます。
健康増進課	国、県等より配布される啓発資材を活用し、ポスター等の掲示を行います。
図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、新着本コーナー、新着図書案内や図書館ホームページ等で周知し、利用の促進を図ります。また、関係各種団体が発行する情報誌、関連事業のポスターの掲示やチラシを配布し市民への啓発を行います。
学校教育課	年間指導計画に基づき、あらゆる国の文化を尊重し、人権意識を深めることができるようすべての学校において国際理解教育を行います。
自治振興課	栗東国際交流協会と連携し、多文化共生の推進と、男女共同参画を意識した事業と啓発を行います。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第5版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 49～50	施策の 方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標 1 男女の人権の尊重と意識づくり	重点課題 (2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス(DV)等に対する支援  1 DV防止対策の推進	○DV被害の潜在化を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図ります。  ○DVに関する学習機会の提供やホームページ等における啓発など、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。
		2 セクハラ防止対策の推進	○就労の場におけるセクハラを防止するため、関係機関等のチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。  ○セクハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。
		3 DVやセクハラ等被害者への支援	○母子・父子自立支援員の配置によるDV相談を実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護・避難を支援します。  ○健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。  ○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるDV、セクハラ等の相談機会を充実します。  ○就労相談においてDV等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。  ○研修や調査を通じて県や市内における各種相談における実態の把握を行い、関係機関との連携を図ります。
		② メディアにおける暴力の防止  1 女性の人権を尊重した市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、女性差別等の表現による人権侵害の防止・点検の徹底を推進します。  ○行政職員に対する、研修機会等を通じた女性差別等の表現による人権侵害の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。  ○「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。  ○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。  ○メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図ります。
		2 メディアリテラシーの向上	○「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。  ○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。  ○メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図ります。

主な担当課	令和2年度 目標と具体的な取組み
子育て応援課	DV被害者・相談者の人権擁護と生活の安定を図るため、パンフレット等により相談窓口の周知を図ります。
自治振興課	パープルリボン運動の周知と啓発をホームページ等の媒体を通じて取組みます。
商工観光労政課 (労政担当)	関係機関等のセクハラ防止啓発チラシ設置やポスター掲示により、啓発を行います。
自治振興課	ホームページなど様々な媒体で周知・啓発に取組みます。
子育て応援課	女性相談員を配置し、相談内容の的確な把握と助言、また関係機関との連携を速やかに行います。また、事案内容によっては、必要に応じて被害者の保護を行います。
健康増進課	健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら専門機関へつなぎます。
人権政策課	差別のない人権が尊重される社会の実現を目指し、人権擁護を推進するため、人権擁護委員による人権いろいろ相談を年間10回開催します。人権擁護の大切さを広めるため、人権擁護委員の活動紹介等周知広報活動を実施します。
商工観光労政課 (労政担当)	DV等に関する情報があった際には、関係各課や関係機関に速やかに連絡し、専門機関へつなげます。
自治振興課	関係機関と連携し、相談窓口の周知に努めます。
全課 (自治振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発事業の情報提供を行う際には、女性差別の表現による人権侵害の防止・点検を推進します。(人権政策課)</li> <li>・広報等での情報発信の際には、性差別・人権侵害を想起させる表現を含んだものとならないよう、意識して点検を行います。(保険年金課)</li> <li>・本課及び各小中学校のホームページの掲載内容について、性差別等の表現がないかという視点からの点検を行います。(学校教育課)</li> <li>・広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他資料の作成の際に、女性差別等の表現による人権侵害の防止の観点に立った作成、点検の徹底を図ります。(秘書広報課)</li> <li>・広報やホームページ等において、介護は、女性の役割と感ずる表記やイラストの使用について点検を行います。(長寿福祉課)</li> <li>・広報・啓発活動において、表現内容の点検等で人権侵害の発生防止に努めます。(障がい福祉課)</li> <li>・パンフレットや啓発チラシ作成において、性別の固定観念や差別的な表現とならないよう点検します。(発達支援課)</li> <li>・ホームページの掲載及び啓発資料の作成の際、女性差別等の表現による人権侵害の防止の観点から、内容確認を行います。(幼児課)</li> <li>・庁舎掲示板により啓発します。(自治振興課)</li> <li>・広報・啓発活動や人権啓発資料作成等を行う際は、性の多様性の観点から内容を確認します。(人権教育課)</li> </ul>
総務課	年間を通じ、職員研修時配布資料等に、「栗東市男女共同参画都市宣言」や、男女共同参画に関する標語などを掲載します。
議事課	「議会だより」(年4回発行)に人権問題啓発標語を掲載します。
自治振興課	ホームページでの啓発に取組みます。
図書館	新刊図書を中心に関係図書の収集に努め、新着本コーナー、新着図書案内や図書館ホームページ等で周知し、利用の促進を図ります。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第5版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 51～53	施策の 方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	重点課題 (1) 働く権利の保障と働く場における男女共同参画の推進	① 男女が対等に働く機会の提供	
		1 労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。 ○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。
		2 あらゆる職域における男女共同参画の推進	○あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。 ○市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業士、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。
		3 多様な選択が可能なキャリア教育の推進	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を推進するため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。
		② 女性の就業支援	
		1 女性の職業能力の開発に関する情報提供	○女性の主体的な能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等の情報提供を行います。
	2 女性の起業・創業のための支援	○女性の起業・創業につながるよう、創業支援事業計画に基づき、創業支援事業者（商工会）や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供に努めます。	
	3 女性の再就職支援	○出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。	
	③ 働きやすい職場環境の整備		
	1 事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○事業者等に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。 ○女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを促進します。	
	2 職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。	
	3 多様な就業環境整備に向けた事業者への働きかけ	○労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、多様で柔軟な働き方や雇用の在り方について、事業者に啓発資料等により情報提供を行います。	

主な担当課	令和2年度 目標と具体的な取組み
商工観光労政課 (労政担当) ひだまりの家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援機関と連携を図り適切な支援につなげるとともに、市広報などを通じた労働相談窓口に関する情報提供を行います。(商工観光労政課)</li> <li>・面接を中心とした就労相談を行うと共に求人情報の提供を行い、関係機関との連携を図ります。(ひだまりの家)</li> </ul>
自治振興課 商工観光労政課 (労政担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業訪問等の機会を活用した情報発信に努めます。(自治振興課)</li> <li>・企業訪問や研修参加などを通じて、市内企業や県内における先進的な取り組みの動向の把握および情報発信に努めます。(商工観光労政課)</li> </ul>
農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者の活動情報を機関紙やフェイスブック等で発信します。(農林課)</li> <li>・湖国女性農業・推進委員協議会への出席、県内女性委員との交流や連携、情報交換などを通じ、女性委員の活動促進に努めます。(農業委員会)</li> </ul>
学校教育課	性別にとらわれることなく、進路指導の充実を図ることはもとより、多様な進路選択ができるように情報提供を行います。
商工観光労政課 (労政担当) ひだまりの家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者福祉推進事業を通じた教養講座の提供や関係機関が主催する技能取得教育訓練のパンフレットを設置するなど情報提供を行います。(商工観光労政課)</li> <li>・ハローワークをはじめ就労支援機関が実施する講座等の情報提供を行います。(ひだまりの家)</li> </ul>
商工観光労政課 (商工担当)	りっとう創業塾を継続して開催するなかで、女性の起業・創成に向けた学習機会の創出に取り組みます。
商工観光労政課 (労政担当)	出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした関係機関主催の能力開発に関する各種講座のパンフレットを庁舎内に設置するなど、情報提供に努めます。
商工観光労政課 (労政担当) 自治振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業訪問や研修会を通じて、情報提供や学習機会の場の提供を行います。(商工観光労政課)</li> <li>・企業訪問等の機会を活用した啓発を行い、事業者へ周知を図ります。(自治振興課)</li> </ul>
商工観光労政課 (労政担当)	事業所へパンフレットの配布等を行い、職場における妊娠・出産・子育てへの理解促進を図ります。
商工観光労政課 (労政担当)	ワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットの配布などを行い、職場環境の改善につなげます。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第5版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 54~58	施策の 方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	① 男女共同参画による地域づくりの推進	地域における男女共同 1 参画に関する取組みの推進	○地域における男女共同参画に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促し、情報交換や活動を促進します。 また、それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。
		地域における男女共同 2 参画の視点をもった子どもの育成	○様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、自然体験や研修の機会を提供し、男女共同参画の視点を持った地域を担うリーダーの育成を図ります。
		地域における意識づくり 3 の場の充実	○自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。 また実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫に取り組めます。
		防災対策等における男女 4 共同参画の推進	○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を図り、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に努めます。  ○自主防災組織等における女性の参画の促進等、防災対策において男女共同参画の推進に努めます。
		男女のニーズの違いに配 5 慮した防災知識等の普及	○男女のニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。
	重点課題 (2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	② 男女共同参画を推進するリーダーの育成	○行政や地域団体、ボランティア、NPO団体等あらゆる分野における男女共同参画のリーダーを育成するため、情報共有や課題解決のための研修会等の情報提供を行い、参加を促します。  男女共同参画の推進に 1 おける活動のリーダーとなる人材の育成・活用  ○人材の紹介や交流を行うなど情報提供を行い、活動に対する意欲、能力をもつ人材の活用に努めます。  男女共同参画に関する 2 活動を行う団体の育成や活動支援の促進  ○男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。  ○広域的な地域間交流の促進等、男女共同参画に関する活動を行う団体の交流や連携を支援します。
	③ 困難を抱える人々への支援	母子・父子家庭の実情 1 に応じた自立支援の推進	○母子・父子それぞれの家庭の実情に応じた支援を行います。
	2 困難を抱える人々に対する相談の充実	○乳幼児健康相談、乳幼児健診等の事業を通じて、細やかな配慮による相談に応じ、必要に応じて家庭訪問を行います。  ○性別による役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図るとともに、必要な支援へとつなぎます。	
	3 男女共同参画の視点による高齢者・障がい者等の社会参加の促進	○取組みの企画段階における男女共同参画の視点の反映や、老人クラブ等への女性高齢者の参画促進、男性のひとり暮らし高齢者を対象とした料理教室の開催等、男女共同参画の視点に立った高齢者の社会参加を促進します。  ○障がいの特性に加え、性別によるニーズに応じたスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を促進します。	

主な担当課	令和2年度 目標と具体的な取組み
自治振興課	男女共同参画に取り組む市民活動団体に対し、県や他市町にて開催されるセミナーや講座等の情報提供に努めます。きらめきRitto実行委員会との協働により研修会等の開催に向けた取組みを進めます。
生涯学習課	アドベンチャーキャンプを実施し、青少年間の交流、リーダーシップの養成を行います。(8月18日～20日)
人権教育課	地区別懇談会のテーマの一つとして、女性差別ならびに性の多様化についての視点を明示し、市民意識の高揚に努めます。
危機管理課	<p>栗東市防災会議の委員は、防災会議委員定数32名中、女性0名であることから是正に努めます。</p> <p>自主防災組織等に対し積極的な女性の参画を促すよう努めます。</p>
危機管理課	男女のニーズの違いに配慮した広報啓発に努めます。
全課 (自治振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政職員をはじめ、人権関係団体などへ研修会等の情報提供を行い、参加を促すことで、男女共同参画に関する人権意識の高揚に努めます。(人権政策課)</li> <li>・情報提供の具体的な要請があれば、協力して行います。(保険年金課)</li> <li>・児童生徒と地域住民との交流をすることから、モデルとなる大人を見つけられるように、地域行事等への参加を促します。(学校教育課)</li> <li>・保護者が集まる機会に、男女共同参画に関する研修会等の情報提供を行い参加を促します。(発達支援課)</li> <li>・高齢者の福祉の推進に係る研修等を周知し、参加を促します。(長寿福祉課)</li> <li>・関係する団体・機関の長への研修会等の情報伝達・発信に努めます。(障がい福祉課)</li> <li>・行政職員や関係団体等を対象とした各種研修会等の情報提供を行い、参加を促します。(人権教育課)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒による自治的な活動を支援し、何事にも意欲的に取り組めるリーダー養成に努めます。(学校教育課)</li> <li>・各園においては、あらゆる機会を通じて男女共同参画のリーダーを育成するため、情報共有、情報提供を行います。(幼児課)</li> <li>・きらめきRittoの事業を通して地域リーダーとしての育成を目指します。(自治振興課)</li> <li>・各種研修会等をととして、地域における人権啓発のリーダー育成に努めます。(人権教育課)</li> </ul>
自治振興課	活動団体へ協力・補助などの支援を行います。
子育て応援課	母子・父子自立支援員を中心に、ひとり親家庭個々の実情に応じた的確な支援や情報提供を行います。
健康増進課	乳幼児健康相談、乳幼児健診等の事業を通じて相談に応じ、必要に応じて支援を行います。
健康増進課 子育て応援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出時や健康相談、乳幼児健診、電話相談等の事業を通じて相談に応じるとともに、必要に応じて支援を行います。(健康増進課)</li> <li>・地域子育て支援センターにおいて保護者のさまざまな相談に応じ、子育て中の不安感や孤立感の解消に努めます。(子育て応援課)</li> <li>・各圏域包括支援センターにおいて、的確に相談に応じ必要な支援につなぐことができるよう、情報の共有を図ります。(長寿福祉課)</li> <li>・家族介護や生活に困難を抱える方から相談を受け、必要な情報の提供、福祉サービス利用支援等を行う委託相談支援事業の適正な運営に努めます。(障がい福祉課)</li> <li>・生活困窮者自立支援制度などの各種福祉制度の情報を提供し、必要に応じた相談支援を行います。(社会福祉課)</li> </ul>
長寿福祉課	老人クラブなどで女性の意見が反映できる、栗東100歳大学や健康推進員活動での男性のひとり暮らし高齢者を対象とした料理教室などを通じて、社会参加ができる機会を提供します。
障がい福祉課	・障がいのある人のスポーツ活動等への参加機会を拡充するため広報等を通じた周知活動に努めます。

まちづくり女と男の共同参画プラン(第5版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 57～58	施策の 方向	具体的な施策	取組み内容	
基本目標2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	重点課題 (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	① 仕事と育児・介護等との両立のための支援	多様なライフスタイルに対応した保育・子育て支援サービスの充実 1	○子ども・子育て支援事業計画に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。  ○相談や健診、講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や乳幼児の一時預かり等、誰もが参加しやすいよう配慮した実施に努めます。
			家族の在宅介護の負担の軽減 2	○栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発に努めます。
			育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進 3	○安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、情報提供を行います。
			仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 4	○ワーク・ライフ・バランスを推進することの事業者にとってのメリットや重要性について、企業訪問時にリーフレットを配布するなど、啓発を行います。  ○市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供を行い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。
	② 男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性の育児参加のための情報提供 1	○男性が育児に必要な知識や技術を身につけることができるよう、妊娠届出時に父子手帳の発行を行うなど、様々な機会を通じて情報提供を行います。	
		男性にとっての男女共同参画の意識の向上 2	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育、学習事業を通じて啓発を行います。 事業の実施にあたっては、就労する保護者等が参加しやすいよう日時等の工夫を行います。	
		男性の働き方の見直しの働きかけ 3	○男性の長時間労働等の働き方の見直しや、子育て・学校行事・地域活動・介護等に参加できるような環境づくりを事業者へ働きかけます。	

主な担当課	令和2年度 目標と具体的な取組み
子育て応援課 幼児課 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センターにおいて、子育て支援に係る情報提供を行います。（子育て応援課）</li> <li>・保護者の様々な働き方に応じた入所しやすい保育環境づくり推進を図ります。（幼児課）</li> <li>・乳幼児健診は各健診を月2回ずつ開催しており、対象年齢の前後で受診いただけるように配慮を行います。（健康増進課）</li> </ul>
長寿福祉課 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口や圏域包括支援センターで介護保険制度の意義や仕組みと利用者や家族の役割について説明します。（長寿福祉課）</li> <li>・福祉サービスの利用について広報等情報媒体への掲載のほか、出前講座や相談機関を通じて情報発信に努めます。（障がい福祉課）</li> </ul>
商工観光労政課 (労政担当)	<p>栗東市育児休業者・介護休業者生活資金貸付制度の周知を図るとともに、育児・介護休業に関するチラシを窓口等に設置し、情報提供を行います。</p>
商工観光労政課 (労政担当)	<p>研修会の開催や企業訪問時にワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを配布するなど、働き方改革につながる啓発を行います。</p>
自治振興課	<p>ワークライフバランスの推進に向け、ホームページ等を通じて啓発を行います。</p>
健康増進課	<p>妊娠届出時、母子健康手帳交付時に「お父さんになるかたへ」を配布し、お互いに協力しあって育児ができるよう情報提供を行います。また、乳幼児健診等様々な機会を通して情報提供を行います。</p>
自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関連したセミナー等を関係団体と協働し開催します。（自治振興課）</li> <li>・イクボスやワークライフバランスなどの講座や研修会の情報提供を行い、男女共同参画に関する人権意識の高揚に努めます。（人権政策課）</li> <li>・各種の研修・講座を通して、人権意識の高揚が全ての人の多様な生き方や豊かな人生につながることを啓発します。（人権教育課）</li> <li>・男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施します。（はつらつ教養大学、平和学習、環境講座、子育て講座、まちづくり講座、知って得する講座等）事業実施にあたっては、就労する方が参加しやすいよう日時等の工夫を行います。（生涯学習課）</li> </ul>
商工観光労政課 (労政担当)	<p>研修会の開催や啓発パンフレットの配布などを行い、働き方改革や職場環境の改善を促します。</p>

まちづくり女と男の共同参画プラン(第5版)における各課の目標と具体的な取組み

プラン 59～60	施策の 方向	具体的な施策	取組み内容
基本目標 3 あらゆる分野への男女共同参画の推進	① 審議会や委員会への女性参画の促進	1 各種審議会や委員会等への女性の参画促進	○審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。
		2 事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進	○事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について働きかけを行います。
	② 庁内における男女共同参画の推進	1 行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意識啓発及び資質の向上に努めます。
		2 男女共同参画の視点に立った職場づくり	○育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による情報提供を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参加に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりに努めます。
3 安心して働くことができる職場づくり	○セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、庁内において安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。		
4 市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。また、意思決定の場に参画できるような女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。		

主な担当課	令和2年度 目標と具体的な取組み
全課 (自治振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画審議会、行政改革懇談会、地方創生懇談会等への新たな委員選出（公募委員を含む）等にあたっては、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員の割合の向上に努めます。（元気創造政策課）</li> <li>・所管する協議会では女性委員が3割である。任期途中で欠員が生じた場合は、女性委員の拡大を優先配慮していきます。（保険年金課）</li> <li>・各種委員会等への女性委員の比率向上ができるように参画を啓発推進します。（学校教育課）</li> <li>・教育委員は、法の定めにより教育に関し識見を有する者から市長が議会の同意を得て任命するとされています。教育委員の任期満了に伴う後任委員については、法律等に照らし、かつ女性の参画を考慮し、引き続き女性委員数を現状どおり維持します。教育委員4人（うち女性2人）（教育委員会総務課）</li> <li>・会議の委員については、一方の性別に偏らない選考に努めます。（長寿福祉課）</li> <li>・男女比の均衡を意識した委員選考に努めます。（障がい福祉課）</li> <li>・各種委員会等への男女双方の意見が反映されるように努めます。（幼児課）</li> <li>・委員委嘱期間の満了に伴い、委員改選となる栗東市改良住宅運営委員会、並びに、栗東市公営住宅等運営委員会の委員委嘱にあたり、女性委員比率の向上を目指します。（住宅課）</li> <li>・庁舎内掲示板により、女性比率の向上となるよう呼びかけます。（自治振興課）</li> <li>・各種委員会等では、男女双方の意見が反映されるように努めます。（人権教育課）</li> </ul>
全課 (商工観光労政課労政担当・自治振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校における学校協議会委員などの女性委員の比率向上を啓発します。（学校教育課）</li> <li>・事業所に対し、企業訪問時に女性活躍推進法の周知や男女共同参画促進のための啓発資料等の情報提供を行い、女性参画を促します。（商工観光労政課）</li> <li>・事業所や団体、自治会等で女性が意見を出しやすく、また反映するよう働きかけます。（長寿福祉課）</li> <li>・関係団体・事業者に対して、情報の伝達・発信に努めます。（障がい福祉課）</li> <li>・各保育園、幼稚園、幼児園に対し、各園における各種委員会への男女双方の意見が反映されるよう働きかけます。（幼児課）</li> <li>・自治会長の交代時、女性の参画促進となるよう自治会に呼びかけます。（自治振興課）</li> <li>・関係団体等には、各種委員会等では男女双方の意見が反映されるよう呼びかけを行います。（人権教育課）</li> </ul>
全課 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県等が開催する様々な人権問題に関する講座や研修の情報提供を行い、職員を派遣することで、男女共同参画の認識も含めた人権意識の高揚を促します。（人権政策課）</li> <li>・職場研修において意識啓発に取り組みます。（保険年金課）</li> <li>・職員の意識向上のための研修には積極的に参加するよう促します。（学校教育課）</li> <li>・研修は、何を学ぶか目標をもって臨みます。（長寿福祉課）</li> <li>・常会等で話題として取り上げ、意識啓発に努めます。（障がい福祉課）</li> <li>・職員の意識向上のため研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めます。（幼児課）</li> <li>・庁舎内職員研修の実施で意識の向上を図ります。（自治振興課）</li> <li>・外部機関主催の専門研修への計画的な派遣や職場研修における取り組みを推進し、職員の意識の向上に取り組みます。（総務課）</li> <li>・職場研修を通して男女共同参画に対する意識の向上を図るとともに、県市等で開催される研修会に可能な限り参加し研鑽に努めます。（監査事務局）</li> <li>・人権啓発リーダー講座等を通して、職員の人権意識の高揚に務めます。（人権教育課）</li> </ul>
総務課	第4期「次世代育成支援対策推進法に基づく栗東市特定事業主行動計画 改正版」（計画期間R2-R6）に基づき進めます。
総務課	「栗東市職員のハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、委員および相談員を選任するとともに、所属長の責務として職場におけるハラスメントの未然防止に取り組みます。
全課 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能力開発等研修への自発的・積極的な参加を促す職場環境をつくります。（保険年金課）</li> <li>・職能開発を進め、管理職への登用を進められるように働きかけを行います。（学校教育課）</li> <li>・研修会等に参画し、能力向上の機会を促すとともに管理職への登用について働きかけます。（長寿福祉課）</li> <li>・研修会等に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。（障がい福祉課）</li> <li>・職員の意識向上のため研修等の機会を捉え、自己研鑽を図り、職員の資質向上に努めます。（幼児課）</li> <li>・女性の参画を拡大する効果的な施策の一つである「ポジティブ・アクション」を推進するとともに、第4期「次世代育成支援対策推進法に基づく栗東市特定事業主行動計画 改正版」（計画期間R2-R6）における女性活躍推進法に基づく関連事項に取り組みます。（総務課）</li> </ul>

「まちづくり女と男の共同参画プラン（第5版）」において設定する目標値

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成26年実績値	平成31年目標値	令和元年実績値(確定値)
1 男女の人権の尊重と意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	「第五次栗東市総合計画」後期基本計画策定のための市民アンケート調査	%	53.8	60	51.9 ※3
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	55.6	70	55.2 ※7
		男女共同参画について話し合ったり、学習したりしたことがない市民の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	60.9	45.0	62.4
		市や県主催の男女共同参画セミナーや講演会に参加したことがある人の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	11.8	15.0	6.7
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	43.8	60.0	42.8
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数/市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100
		男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	850 ※1	380	123
		じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	230	280	213
		人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	470	520	624
		社会教育事業（男女共同参画に関わる）講座・教室の参加延べ人数	生涯学習課調べ	人	48	55	81
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数/市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100
		多文化共生イベント参加者数	自治振興課調べ	人	610 ※2	500	932
		ら(2) ゆるる 暴力の 根絶の あ		DVを経験したことがある女性の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	10.4
セクハラを経験したことがある女性の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査			%	9.6	減少	5.7
2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	(1) 働く権利の保障と働く場における男女共同参画の推進	職場の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	19.2	35	20.4
		栗東市における女性（25～44歳）の就業率	国勢調査	%	57.9	73	62.3 ※4
		管理的職業従事者に占める女性の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	6	18	12
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	50	60	87.2
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	—	6	8 ※5
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	—	12	16

基本目標	重点課題	項目	データの出典	単位	平成26年実績値	平成31年目標値	令和元年(度)実績値(確定値)
2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	地域で実施している男女共同参画事業に参加したことがある人の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	14.6	20.0	10.3
		家庭生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	32.1	38	34.9
		地域活動の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	34.9	40	34.2
		障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	658	720	772
		地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,823	3,000	2,822
	(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	57.0	36	45.8
		介護を支援する制度がある事業所の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	79.0	90	75.5
		仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について言葉も内容も知っている事業所の割合	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	45.9	60	「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」に関連した取り組みを実施している事業所の割合94.7%
		男性の育児休業の取得状況	栗東市男女共同参画事業所アンケート調査	%	1.2	5	3.8
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合(就学前児童)	栗東市子ども・子育て支援ニーズ調査	%	43.7	50	42.6 ※3
		地域子育て支援拠点か所数	子育て応援課調べ	か所	3	6	4
		保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	1	0	60 ※6
		延長保育をしている保育所数	幼児課調べ	園	6	9	13
	法人立保育園数(移管件数を含む)	幼児課調べ	園	6	9	14	
	介護保険等の出前トークの参加延べ人数	長寿福祉課調べ	人	507	1,500	482	
3 あらゆる分野への男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	栗東市男女共同参画アンケート調査	%	13.3	18	11.3
		審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	31.1	40.0	34.4
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	51.7	70.0	44.8
		自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	16.3	30.0	12.1
		農業組合長の女性就任者数	農林課調べ	人	0	4	0
		市男性職員の育児休業取得者数	総務課調べ	人	0	5	1

※1 じんけんセミナー共催分の参加者を含む

※2 栗東ロテリア推進事業分の参加者を含む

※3 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※4 把握できる直近の数値として、実績値においては平成27年のもの

※5 創業支援等事業による支援実績創業者のうち、女性の人数

※6 4月1日時点

※7 前回、前々回と基準を合わせるため、(その他)(不明・無回答)を除いた割合

基本 目標	重点課題	施策の方向
1 男女の人権の尊重と意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った 保育・教育、学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、 学習の推進</li> <li>② 家庭、地域社会における教育、学習の推進</li> <li>③ 性の尊重と健康についての意識の醸成</li> <li>④ 国際的な取組みとの協調</li> </ul>
	(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ドメスティック・バイオレンス（DV）等に対する支 援体制の整備</li> <li>② メディアにおける暴力の防止</li> </ul>
2 男女の職業と家庭・ 地域生活との両立支援	(1) 働く権利の保障と働く場にお ける男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女が対等に働く機会の提供</li> <li>② 女性の就業支援</li> <li>③ 働きやすい職場環境の整備</li> </ul>
	(2) 家庭・地域における男女共同 参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女共同参画による地域づくりの推進</li> <li>② 男女共同参画を推進するリーダーの育成・活用</li> <li>③ 困難を抱える人々への支援</li> </ul>
	(3) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕事と育児・介護等との両立のための支援</li> <li>② 男性の家事・育児・介護等への参加促進</li> </ul>
3 あらゆる分野への 男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性 の参画促進	① 審議会や委員会への女性参画の促進
		② 庁内における男女共同参画の推進